

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和4年度 第2回入間市健康福祉センター運営協議会
開 催 日 時	令和4年7月27日(水) 午後7時00分 開会・午後8時00分 閉会
開 催 場 所	入間市健康福祉センター3階 301・302会議室
議 長 氏 名	入間市健康福祉センター運営協議会会長 諸井 和江
出席委員(者)氏名	岩崎 廣司 委員 金子 明美 委員 滝沢久美子 委員 花井 康行 委員 比留間友治 委員 星野ふみ子 委員 諸井 和江 委員 佐藤 啓吾 委員 柳 辰男 委員 山本 寛 委員 今井 英雄 委員 高橋恵美子 委員 藤牧 利昭 委員
欠席委員(者)氏名	田邊 仁 委員 寺師 良樹 委員
説明者の職氏名	健康推進部長 岸 道博 健康推進部次長 中村 孝 健康推進部参事兼所長 鹿山 泰隆 地域保健課長 晝間 拓哉 健康推進部副参事 今井 文香 地域保健課 主幹 吉川真奈美 地域保健課 主幹 江浦 勇人 地域保健課 副主幹 設楽久美子 地域保健課 主事 小川 真輝
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題(1) 入間市健康福祉センタートレーニング室の見直しについて (2) その他 4 その他 5 閉会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	なし
配 布 資 料	入間市健康福祉センタートレーニング室の見直しについて(答申) 冊子 令和3年度入間市健康福祉センター概要
事務局職員職氏名	健康管理課長 須田 英樹 健康管理課 主幹 吉田 智博 健康管理課 主事 九住 有梨華
会議録作成方法	要点筆記

## 会 議 録 (2)

### 議 事 の 概 要 ( 経 過 ) ・ 決 定 事 項

#### 1 議 題

##### (1) 入間市健康福祉センタートレーニング室の見直しについて

健康福祉センタートレーニング室の見直しについての概要と答申について説明した。

##### (2) その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性確認者数について
- ・ 狭山保健所への保健師の派遣について
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種率について
- ・ 次回の協議会の日程について

以上4点について報告した。

## 会 議 録 ( 3 )

発 言 者	発 言 内 容
司会(健康管理課主幹)	開会(省略)
諸井会長	会長あいさつ(省略)
議長	<p>本日の出席委員は13名です。健康福祉センター運営協議会条例第6条第2項の規定に基づき委員の半数以上が出席されていますので、会議は成立します。会議録の署名委員は星野委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。健康福祉センタートレーニング室の見直しについて事務局より説明願います。</p>
地域保健課長	<p>概要について説明させていただきます。今回のトレーニング室の見直しにつきましては、昨年7月の第1回の協議会からご審議いただき、今回で5回目となります。ご協議いただいた内容をもとに資料のとおり、(1)開設時間、(2)利用時間、(3)利用料金、(4)利用者数制限、(5)その他の見直しの答申案を作成いたしました。今回は、市長へ提出いたします答申内容を皆様にご確認いただきたいと思います。また、答申案としてお配りした資料の4ページ目4付帯事項として、(1)スタジオの貸出時間について、記載させていただきました。スタジオはトレーニング室の出入口を利用しなければならず、管理運営上トレーニング室の終了時間に合わせて変更するものです。後ほど担当より説明をさせていただきます。</p>
地域保健課主幹	<p>今回の答申案につきまして、説明させていただきます。まず、1答申にあたってですが、入間市健康福祉センタートレーニング室についての位置付けや特徴、役割について記載しております。また、トレーニング室の現状と見直しについても記載しております。</p> <p>次に、2答申内容について説明させていただきます。(1)開設時間については、現行月曜日から土曜日を9時から22時までとしているところを、9時から21時まで、また、日曜日を9時から17時までとしているところを、日曜日及び祝日を9時から17時までとしております。夜間の利用者が少ない状況であるため、時間短縮により効率的な運営に資すると考えています。</p> <p>(2)利用時間については、1回あたり2時間の設定とします。過度なトレーニングの抑制と、長時間滞在者の減少により、混雑により利用を控えていた方にも新規にご利用いただけるのではないかと見込んでおります。</p> <p>(3)利用料金については、別表1の表をご確認ください。料金改定の理由については、今後のトレーニング室の事業継続と受益者負担の原則を考慮して、利用料金は、1回400円とし、利用者の固定につながる定期券は廃止とさせていただきます。シャワーの利用料金につきましても、受益者負担の観点から、使用される方には100円の負担を設定しています。利用</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>時間を超過した場合は同額を超過料金として設定いたします。障害者の方の利用料金について、今までは無料でご利用いただいておりますが、公平性と受益者負担を考慮し、100円とすることが適当と考えられます。65歳以上の利用者の方について、従来は200円と設定し、65歳未満の方の利用料金と比較して100円安く設定をしていました。そのため、現在の利用料金との価格格差を考慮し、緩和措置として1年間は65歳以上の年齢区分を継続し、利用料金を300円とすることが適当と考えられます。</p> <p>(4)利用者数制限については、滞在者数を最大80人としています。これまでは、滞在者数の制限を設けておらず、概ね100人程度に利用されていましたが、新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式を考慮すると、最大数を80人とすることが混雑緩和のために適当と考えます。</p> <p>(5)その他について、フレイル（虚弱）予防に視点をいたトレーニング室の利用促進、診療情報提供書が必要な疾患者に対するパーソナルトレーニング（個別指導）の充実を挙げています。トレーニング室は公的な施設としての役割を果たすことも期待されており、高齢者の方や疾患の方で中には民間のトレーニング施設を利用することに敷居の高さを感じられている方もいらっしゃるため、健康づくりを当施設で率先して行っていただくために対応する形になります。</p> <p>3.おわりに、では、市の健康施設としてトレーニング室に期待される役割を記載しており、見直しについての丁寧な説明の必要性や、機器の更新や、必要なサービスの提供を要するという形で結んでおります。</p> <p>最後に、付帯事項についての説明をさせていただきます。(1)スタジオの貸出時間について、現行夜間の貸出時間を午後5時30分から午後10時までとしているところを、午後5時30分から午後9時までとし、全日の貸出時間を午前9時から午後10時までを、午後9時までとします。スタジオは、トレーニング室の出入口を使用しなければ利用できないため、施設の管理運営面を考慮し、貸出終了時間をトレーニング室と合わせていただきます。その際、利用時間は1時間の短縮とはなりますが、スタジオは類似施設と比較して料金設定が安価であるため、貸出時間の短縮による料金の改正は行いません。</p>
議長	事務局の説明を受けて、ご意見、ご質問ございますか。
今井委員	料金改定をした場合に利用者が減少するという点を踏まえて、収支のシミュレーションをされているか、伺います。
地域保健課主幹	昨年度は、コロナウイルスの影響を受けて従来よりも人数が減っています。これを踏まえ、令和5年度はコロナがある程度終息したと想定し、令和3年度の1.2倍の売上見込みとしております。料金の値上げにより、利用者がどれくらい減少するかを予想することは困難であり、根拠とする数

発 言 者	発 言 内 容
今井委員	<p>字を持つことはできません。現段階で、コロナウイルスの影響を受けて減少していた利用者数が少しもとに戻るだろうという想定で売上見込みを1.2倍としております。</p> <p>公共料金であるため、値上げして客が逃げることは無いと思いますので良いかと思いますが、一般的に値上げする場合は、原価計算をして正しい数値を出す必要があります。値上げの必要性は皆様が理解されているかと思いますが、結局利用者数が減少して値上げをしても収入の増加にならなかった場合、見通しが甘かったこととなります。そのような面を踏まえて1年後に見直すなど考慮する必要があると思います。</p>
地域保健課主幹	<p>今回の見直しは、歳入を増やして歳出を減らすことが目的となっております。しかし、値上げによって歳入が増えない結果になってしまうと見直しの意味がありませんので、今後については注視をして検討していきたいと思っています。</p>
藤牧委員	<p>答申案について字を加えていただきたいと思います。3 ページの(5)その他、イの文章の中の「疾患者」を「疾患者等」にいただきたいです。健康福祉センターのトレーニング室は、日常的な運動実践の場という位置付けではなくて、正しい運動の仕方を習得していただく場ということにしていれば、直接的な収支よりも、目的が大切であると受け取られるのではないかと思います。パーソナルトレーニングに関しても、疾患者だけでなく全利用者に対しても行うことが出来れば良いと思います。現実問題として実施が不可能なため、疾患者に限定しているのだと思いますが、それぞれの人に適切な運動の仕方を習得していただく場という位置付けをすると、同一利用者に何度もご利用いただくよりも、広く市民の方に利用していただくことが大切であると理解できると思います。パーソナルトレーニングを充実させるための値上げや利用制限ということであれば、見直しの整合性が取れると思います。4 ページ 2 行目の「健康づくりの場を提供する役割」という表現は、何度もご利用することを推奨しているように受け取られます。トレーニング室は、日常的な活動の場ではなくて、「健康づくりの習得の場」とした方が良いと思います。</p>
地域保健課副主幹	<p>「疾患者」から「疾患者等」に変更するという点について、多くの方に健康づくりのためのプログラムを提供するという意味では、全ての方に健康づくりに関する適正な運動方法を習得する場という表現も適当と考えられますが、「疾患者等」という書き方をした場合、具体的には何の疾患が対象としているのか、と疑問を抱かれてしまうことを危惧し、「疾患者」という限定した表現をさせていただいております。</p>

発 言 者	発 言 内 容
議長	皆様、他にご意見ありますでしょうか。
今井委員	ここまで出来上がったものを修正するのは、委員で再度よく考える必要があり、時間がかかります。修正の必要があるかないかについては、会長と副会長、事務局に一任するという形で進められたら良いと思います。
佐藤委員	3 ページ(4)利用者数制限の理由として記載されている「滞在者数」という表現に引っ掛かりを覚えます。辞書で調べたところ「滞在者」という表現は、広辞苑では「よその場において、そこである期間留まっていること」とされ、国語辞典では「何日かその土地で生活すること」となっています。ここに記載されている「滞在者」とは意味合いが違ってくるのではないのでしょうか。例えば「時間内利用者数」など、別の表現の方が良いと思います。また、1 ページ目の 3 行目の「トレーニング室は、高齢者、障害者が安心して利用することができ、特に疾患者が医師の指示に基づき」という文について「高齢者、障害者も」という表現にはできないのでしょうか。健康な人ももちろん利用できるという受け止め方ができた方が良いと思います。最後に、全体として「です」「ます」調で統一した方が良いと思います。
地域保健課主幹	「滞在者」という表現につきましては「時間あたりの滞在している人」というイメージにしております。利用者数制限と記載はしておりますが、「利用者」という表現だと、その場にいる人というよりは利用した人も含まれることを危惧し、イメージしやすい「滞在者」という表現にさせていただいております。1 ページ目の 3 行目の文について「高齢者、障害者も」という表現にできないか、という点ですが、入間市の健康福祉センターにあるトレーニング室についての説明であるため、「高齢者、障害者が」という表現にして、特徴を表しています。
佐藤委員	先ほど、「滞在者」という表現について、日本語としての意味が違うため違和感を覚えていると伝えさせていただきました。現在、「滞在者」という言葉がトレーニング室の利用者のように「一定の時間、その場に居る人」という意味で使用されているなら構いませんが、読んだ方が違和感を覚える可能性があるならば変更した方が良いのではないのでしょうか。
花井委員	言葉というのはとても大事なものであると思います。私の職場では言葉を省略する場面があり、例えば「マウスガード」をスタッフが「マウス」と呼んでいることについて違和感を覚えます。「マウス」が表現する言葉はネズミでもあり、パソコンのマウスでもあり、何を指しているのか分かりません。今回の答申案を拝見し、すごくまとめられているというイメージでしたが、「滞在者」という言葉の本当の意味をイメージで内容を変え

発 言 者	発 言 内 容
藤牧委員	<p>てしまうのは、良くないと思います。子どもが見た時に、誤った日本語を伝えてしまうのではないのでしょうか。言葉の意味というものは時代ととともに変化していくものではありませんが、ここでご意見をお聞きして「利用者」という表現の方に説得力があると思いました。イメージよりも本来の言葉の意味を大切にされた方が良いと思います。</p> <p>「滞在者」という言葉の表現についてですが、同じ時間に部屋に居るという意味を「利用者」では説明できないということであれば、例えば「同一時間帯利用者数」や「同時利用者数」といった表現にしたらどうでしょうか。</p>
地域保健課主幹	<p>「滞在者数」という表現につきましては、事務局の方で検討させていただき、皆様にご理解いただきやすい正しい表現を検討したいと思います。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>今回の答申案の修正については正副会長で確認いたしますので、一任いただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは皆様から一任いただきましたので、正副会長で確認いたします。また、答申書の提出方法について事務局から説明をお願いいたします。</p>
地域保健課主幹	<p>先ほどご意見いただきました、表現の修正等については、こちらで修正したものを正副会長にご確認いただき、後日正副会長より市長の方へ答申を出していただくという形となります。</p>
議長	<p>その他を議題といたします。委員の皆様から何かございますか。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>なければ、事務局から連絡事項をよろしく願いいたします。</p>
健康管理課長	<p>新型コロナウイルス感染症の陽性確認者数の報告をさせていただきます。当市におきまして、本日 7 月 27 日には 180 人の陽性者数が確認されています。これまでの累計は 11,988 人となっております。今年度の月別</p>

発 言 者	発 言 内 容
地域保健課長	<p>については、4月は1,558人、5月は722人、6月は367人、7月は本日までで2,035人となっており、増加傾向にあります。健康管理課では狭山保健所から週に一度定期的に報告をいただいておりますので、直近7月25日時点での新型コロナウイルス感染症の発生状況のご報告をさせていただきます。狭山保健所管内は入間市、所沢市、飯能市、狭山市、日高市の5市が含まれております。狭山保健所管内の新規陽性者数につきましては、28日連続で前週の同じ曜日の陽性者数を上回っており、先週比は93.4%、約2倍に増加し、感染の急拡大が止まっていない状況です。狭山保健所からは、更なる感染爆発を阻止すべく熱中症にも十分に気をつけながら、感染リスクの高い行動を控え、マスク会食、また、手指消毒、三密の回避、有効な換気など基本的な感染防止対策の徹底をお願いしますと伺っております。</p> <p>狭山保健所への保健師の派遣について報告をさせていただきます。現在、新型コロナウイルス感染症の感染者が非常に増加していることから狭山保健所管内の各市から保健師の派遣を行っています。令和2年12月1日に埼玉県と市で埼玉縣市町村職員の新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための保健所業務の実施に関する協定書を締結し、それに基づき派遣するものです。期間は、本日7月27日から9月2日までの予定で、1日1名の保健師を派遣します。内容としては、自宅療養者の健康観察及び積極的な疫学調査等の業務を行う予定です。</p>
健康推進部副参事	<p>新型コロナウイルスワクチン接種率についてご報告させていただきます。ワクチン接種につきましては、昨年5月中旬から1、2回目の接種を始め、年明けに3回目の接種、今年5月下旬からの4回目接種ということで入間地区医師会の皆様のご尽力のもと進めています。現在、1、2回目接種を終えた方の市民の接種率は、89.20%となります。全国では80.9%となり、全国と比較して少し高い接種率となります。また、3回目の接種率は、70.34%となります。全国では62.7%となるため、全国よりも高い接種率となります。4回目接種は始まったばかりではありますが、18歳以上の基礎疾患を持つ方や医療従事者を含めての数値では6.14%、現在のところ8,212名の方が接種をされています。感染が拡大している関係で危機感をお持ちの方が増加し、医療機関で接種の予約枠を開けるとすぐに予約が埋まる状況が続いております。3回目接種について、予約は増加しており、20代、30代については50%の接種率となります。4回目接種については60歳以上の高齢者の方や60歳未満の基礎疾患をお持ちの方に限定されていた対象者が医療従事者も含め拡大するという方針を受け、接種券を希望者に発行する予定です。</p>
健康管理課長	<p>次回の日程は1月頃を予定しております。日程が決まり次第、連絡させ</p>



発 言 者	発 言 内 容
議長	<p>ていただきます。</p> <p>これで議題は終了しましたので、議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
柳副会長	<p>閉会あいさつ（省略）</p>
司会（健康管理課主幹）	<p>これで令和 4 年度第 2 回健康福祉センター運営協議会を終了いたします。</p>

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和4年 8月 22日

議 長 の 署 名 \_\_\_\_\_ 諸井 和江 \_\_\_\_\_

議長が指名した者の署名 \_\_\_\_\_ 星野 ふみ子 \_\_\_\_\_